

城陽市配置技術者等事後審査実施要領

この要領は城陽市（以下、市という。）が発注する建設工事（以下、工事という。）について、技術者及び現場代理人（以降、技術者等という。）の資格確認を落札後に行う配置技術者等事後審査の実施に関する要領を定めるものである。

第１．対象工事

一般競争入札または公募型指名競争入札を実施する工事について、城陽市公募型指名競争入札競争参加者選定基準によらず、配置技術者等の資格確認を落札後（契約締結前）に行うことができる。ただし、次に掲げる対象外工事及び事後審査とした場合に適正に技術者が配置されない可能性があるとして市が判断した工事は事前審査とする。

対象外工事

- ・ 市外業者またはＪＶ（共同企業体）を対象とした工事
- ・ 総合評価競争入札による工事

第２．技術者等の資格確認以外の運用基準

配置技術者等事後審査の対象とした工事について、配置技術者等の資格確認以外の資格確認及び入札・契約に関する基本的な考え方については、契約規則、城陽市競争入札心得、城陽市公募型指名競争入札実施要領、城陽市公募型指名競争入札競争参加者選定基準、その他の関連する規定に基づくものとする。

第３．対象工事の周知

配置技術者等事後審査の対象とした工事については、一般競争入札に係る公告または公募のお知らせ（以下、公告等という。）に配置技術者等事後審査の対象である旨及び以下の内容を記載し、参加者に周知する。

【公告等記載内容】

落札者は「経歴書」、「監理技術者資格者証（両面）の写し（監理技術者の配置を求めている場合）」または「施工管理技士・建築士等国家資格者証の写し（実務経験者を技術者とする場合は、実務経験を確認できる経歴書（任意様式）」、「現場代理人及び配置技術者の雇用関係を確認できる書類」を添付し、「現場代理人及び主任技術者・監理技術者選任届」を落札決定後５開庁日以内に契約担当課にメールまたは持参により提出し、契約担当課による技術者等の資格確認を受けなければならない。当該工事の技術者等の資格要件を満たした技術者等を配置できない場合は、契約締結を行わず、城陽市競争入札等参加者の指名停止に関する規則に基づき指名停止（12月）とする。

第４．資格審査結果通知

配置技術者等事後審査の対象とした工事について、当該入札に参加を希望する者は、公告等に定める参加資格のうち、技術者等に係る要件の確認資料以外の資料を添付し、定められた期限までに競争参加資格確認申請書または城陽市公募型指名競争入札参加表明書（以下、参加資格確認申請書等という。）を契約担当課に提出する。

契約担当課は、提出のあった参加資格確認申請書等を審査し、技術者等に係る要件以外の要件を満たしている場合は、当該入札の参加資格を与えることとし、定められた期限までに資格審査結果を参加希望者に通知する。

第5. 配置技術者等の審査

配置技術者等事後審査の対象とした工事の配置技術者等の審査は、以下のとおり実施する。

- ① 落札者は現場代理人及び主任技術者・監理技術者選任届（以下、選任届という。）に次の資料を添付し落札決定後5開庁日以内に契約担当課にメールまたは持参により提出する。なお、技術者が現場代理人を兼務しない場合は、現場代理人用の選任届に雇用関係を確認できる書類を添付して技術者用の選任届と併せて提出する。

- ・ 経歴書

- ・ 「監理技術者資格者証（両面）の写し」または「施工管理技士・建築士等国家資格者証の写し（実務経験者を技術者とする場合は、実務経験を確認できる経歴書（任意様式）」

- ・ 現場代理人及び配置技術者の雇用関係を確認できる書類※

※監理技術者資格者証（両面）を提出した場合は、技術者に係る雇用関係を確認できる書類は不要。

※配置技術者等が代表者である場合は、雇用関係を確認できる書類は提出不要。

- ② 契約担当課は、現場代理人及び主任技術者・監理技術者選任届及び添付書類を審査し、当該工事の公告等で定める技術者等に係る資格要件を満たしていることを確認したのち、契約締結を行う。
- ③ 契約担当課は、技術者等に係る資格要件を満たしていることを確認した資料を工事担当課へ送付し、契約担当課は写しを保管する。
- ④ 契約担当課は、②の審査において当該工事の公告等で定める技術者等に係る資格要件を満たしていないと判断した場合は、落札者に技術者等に係る資格要件を満たした技術者とするよう指示する。
- ⑤ ④の指示を行ってもなお、落札者が技術者等に係る資格要件を満たした技術者を配置することができないと契約担当課が判断した場合は、市は当該落札決定を取り消し、落札者と契約締結を行わない。
- ⑥ ⑤により契約締結を行わない場合は、入札参加資格の有無にかかわる虚偽記載とし、城陽市競争入札等参加者の指名停止に関する規則に基づき指名停止（12月）とする。ただし、配置予定技術者等の死亡等の真にやむを得ない理由による場合は、この限りではない。

（施行期日）

この要領は、令和8年10月27日から施行する。